

令和7(2025)年度事業計画

★基本方針★

人口減少や少子高齢化が進む中、核家族化や単身世帯の増加など、つながりの希薄化を背景に孤立・孤独の問題など、地域における福祉課題が複雑・多様化しています。特に、複合的な課題を抱えながらも、制度の狭間で支援を必要としている人たちを支える取り組みの展開が求められています。

また、団塊の世代全員が後期高齢者となり、高齢者の人口がピークを迎える2025年は、医療や介護を必要とする人がますます増加し、そうした人たちを支える体制をどのように拡充していくかが大きな課題となっています。

大野城市社会福祉協議会では、第1期地域福祉活動計画(令和6年度～令和11年度)において引き続き7つの重点事業に取り組みます。行政とのパートナーシップを進めつつ、あらゆる困りごとの相談を受け止める相談体制の充実を図り、アウトリーチをおこないながら地域課題の把握をおこないます。あわせて、地域の支え合いを強化するため、「向こう三軒両隣」の輪を地域に広め、地域で見守りが必要な方をサポートしている福祉関係者と連携を図りながら生活に困っている人や地域の困りごとの課題解決を目指し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」を推進していきます。また、経営改善を目指し、健全な法人運営に努め、赤い羽根共同募金をはじめとした地域福祉活動のための財源確保をおこなっていきます。さらに、令和7年度は総合福祉センターの大規模な内装改修工事をおこない、市民の方々が利用しやすいセンターを目指します。

◆重点方針◆

◇総務企画課◇

《健全な法人運営》

自主的で持続可能な組織を目指し、事業の効率的な経営及び財政の安定化を図るため、常に業務の効率化を諮り、予算管理を適切におこなう。

《衛生管理体制の推進》

定期的に衛生委員会を開催し、職場環境の改善並びに職員の健康の保持増進に努める。

《総合福祉センターの利活用》

安全安心かつ快適に総合福祉センターを利用することができるように、内装改修工事をおこなう。

《法人後見事業》

個人の尊厳を第一に考え、適切な財産管理、身上保護等をおこない、被後見人等の権利を擁護していく。

◇地域課◇

《第1期大野城市地域福祉活動計画》

第1期大野城市地域福祉活動計画について、社協内の各課をまたぎ職員一丸となって取り組み、行政をはじめとする関係機関との連携をおこないながら、地域福祉活動の推進をしていく。

《区長との懇談会》

コミュニティごとに区長と社協の懇談会をとおして、地域のつながりを持ち続けて行く意義を共有し、“わがまち大野城市の地域共生社会”をめざして、ともに地域福祉を推進することを目的に開催する。

《福祉教育の推進》

未来を担う子どもたちが福祉に関心を持ち、理解を広げるために、当事者や住民、地域の関係者との多様なネットワークを活かし、地域福祉推進の専門性(コミュニティソーシャルワーク)を発揮したボランティアコーディネートをおこないながら学校における福祉教育を推進し、“ふくしの種まき”に努める。

《赤い羽根共同募金運動の推進》

“自分の町を良くするしくみ。”である赤い羽根共同募金運動の推進をとおして、「支え合い」、「助け合い」の大切さを啓発し、地域福祉活動のための財源確保を強化していく。

◇居宅介護サービス課◇

《経営の改善》

業務の効率化による支出の見直し及びサービス利用者増加のために関係機関への周知の徹底をおこない、介護サービス収支改善を目指していく。

《地域と共に介護を考える》

在宅生活を希望される地域の方が安心して生活できるよう、法令遵守に則り多職種連携を図り、制度外になるであろう困りごとは社協内で共有し、地域力や社会資源を活かしながら地域共生社会を目指した支援を行う。

★重点事業★

大野城市地域福祉活動計画の重点事業の推進

●大野城市地域福祉活動計画に掲げた7つの重点事業の取り組みを、総務企画課、地域課、居宅介護サービス課が連携を図りながら進めていく。

【①食の確保隊】

支援が届いていない生活困窮者の方へ、地域の有益と思われる情報を発信すると同時に訪問介護で培った専門的アプローチを活かし支援につなげていく。

≪令和7年度実行計画≫

●ホームヘルパーの視点でニーズ・課題の把握をする

【②ふだんの暮らしのアシストセンター】

利用しやすい相談窓口を目標として、子どもから高齢者にいたる全ての世代の困りごとに対応できるワンストップの相談窓口を目指し、まずは相談を受け止め、必要に応じ適切な関係機関へとつなぎ、地域住民の不安や悩み・困りごとの軽減を図っていく。

≪令和7年度実行計画≫

●相談窓口機能の拡充をおこなう(夜間・休日相談窓口の開設)

【③社会福祉法人と地域とのつながり】

社会福祉法人間の連携強化を図り、社会福祉法人と地域が協働して地域課題の解決を目指し、福祉のまちづくりに取り組むための環境を整備していく。

≪令和7年度実行計画≫

●地域課題を地域で福祉活動する住民の方々と共有する仕組みづくりをおこなう

●大野城市社会福祉法人連絡会との連携・協働するための推進体制を整備する(役員交代任期2年)

【④地域福祉へのいざない事業】

『向こう三軒両隣～地域で互いに助け合う優しい楽しい地域社会づくり～』を目標に、住民が身近な地域活動に主体的に参加し、相互に交流しながら地域の福祉課題に目を向け話し合いや学び合う場づくりを強化する。

≪令和7年度実行計画≫

●公式LINE…ともだち登録の案内と情報発信を引き続きおこなう

●ボランティア・市民活動フロント事業との連携…ボランティアのコーディネートをおこなう

【⑤地域における外出手段を充実させるための事業】

地域における高齢者等の外出手段を確保し、住み慣れたまちで安心安全の豊かな生活につなげていく。

≪令和7年度実行計画≫

●障がいのある方のリフトカー・ハンディキャブの利用促進を図る(防災・障がい福祉担当課と連携)

●「高齢者の移動・外出支援の仕組みと事例」を学ぶ研修を実施する(2回目)

★重点事業★

⑥大野城市ボランティア・市民活動フロント事業

住民(企業)の“ボランティアをやってみたい・やりたい”思いを受け止め、活動情報の提供をおこなっていく。また、各関係機関との情報共有の場をつくっていく。

《令和7年度実行計画》

- ボランティア登録システムの施行、活用研究をおこなう
- 地域、活動団体、NPO等関係機関との連絡会を実施する
- ボランティアコーディネーション力検定3級を開催する

⑦権利擁護事業に関する取組強化と利用促進

行政と連携した権利擁護に関する制度や相談窓口の周知をおこない、行政との連携強化、権利擁護における市民参加の拡充をおこなっていく。

《令和7年度実行計画》

- 法人後見の現状把握と受任体制を整備する